平成２３年（フ）第５２４号
兵庫県姫路市広畑区小松町２丁目75番地
破産者　樋口　昌城
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５０８号
兵庫県加古川市加古川町大野1138―２　レオパレスサンヒルズ旭耀Ｂ202号室、開始決定時の住所兵庫県加古川市平荘町池尻595番地の35
破産者　旭　　政人
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５１４号
兵庫県加古川市志方町志方町1402―１、住民票上の住所兵庫県加古川市志方町横大路224番地の１
破産者　大前食品こと　大前　豊広
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１８０号
兵庫県加古川市加古川町木村91番地の１　メゾン芝Ｂ号、開始決定時の住所兵庫県加古川市加古川町木村91番地の９
破産者　芝本登紀子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４４３号
愛媛県松山市中島大浦2051番地１
破産者　岡田　章弘
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７号
愛媛県松山市東石井５丁目12番６号　コモドハウス201号
破産者　武田　真一
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２２号
佐賀県佐賀市神園３丁目11番15号　プルシャンブルー神園301
破産者　富永　宣行
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３６号
熊本市東区中江町２番８号
破産者　間野　眞二
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３３７号
熊本市東区中江町２番８号
破産者　間野　妙子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５号
沖縄県那覇市小禄１丁目22番19号　103
破産者　兼城　浩輝
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８６号
沖縄県那覇市首里池端町１番地　よぎビル101
破産者　小野　　仁
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８８号
沖縄県那覇市字仲井真63番地　喜納アパート102
破産者　砂川　繁夫
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８９号
沖縄県那覇市字仲井真63番地　喜納アパート102
破産者　砂川　　操
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１４０号
沖縄県那覇市繁多川５丁目１番13号　比嘉アパート１―Ｄ
破産者　知念ちゑ子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４１号
北海道苫小牧市川沿町３丁目10番１号
破産者　武久　真也
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第７３号
北海道苫小牧市明野新町１丁目12番２号　キムラハイム101―101
破産者　陶　　智岳
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４３号
茨城県水戸市元吉田町1412番地の３　大場住宅、開始決定時の住所茨城県水戸市吉沢町1056―３　ストラーダ吉沢Ｂ101号室
破産者　長谷川清久
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
岩手県北上市鬼柳町卯の木85番地２
破産者　及川　由里
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部